



平成 20 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 堀 場 製 作 所  
代表者名 代表取締役会長兼社長 堀 場 厚  
(コード番号 6856 東証・大証第一部)  
問合せ先 常務取締役 佐 藤 文 俊  
(TEL. 075-313-8121)

## 訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社堀場製作所（以下「控訴人」という）は、東京高等裁判所におきまして株式会社日本マイクロニクス（以下「被控訴人」という）による液晶関連検査装置開発・製品化に伴う損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」という）を係争しておりましたが、本日、以下の通り、東京高等裁判所において本訴訟の判決を受けましたので、お知らせします。

### 1. 事実の発生の経緯

本訴訟の経緯は、以下の通りです。

平成 16 年 9 月 13 日 株式会社日本マイクロニクスが東京地方裁判所に訴訟提起

平成 19 年 5 月 22 日 東京地方裁判所において第 1 審判決

平成 19 年 6 月 6 日 控訴人が東京高等裁判所に控訴提起

平成 20 年 12 月 25 日 控訴審判決（第 2 審判決）

### 2. 発生した事実の内容

- (1) 原判決（第 1 審判決）を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求（各附帯控訴に係る第 2 審における請求の拡張分を含む）をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、全て被控訴人の負担とする。

### 3. 当該事象の損益に与える影響

当社は平成 19 年 5 月 22 日の東京地方裁判所における敗訴判決（第 1 審判決）を受けて、財務の健全性の観点から、本件訴額 9 億 3 千 3 百万円とこれに対する遅延損害金および訴訟費用を加えた 12 億 4 百万円を訴訟損失引当金に計上いたしました。しかしながら、本日の控訴審判決を受けて、訴訟損失引当金のうち 11 億 2 千 6 百万円を取崩し、当社平成 20 年 12 月期連結決算及び個別決算において特別利益に計上する予定です。なお、平成 20 年 12 月期の連結及び個別の業績並びに配当予想につきましては現在精査中であり、開示を要する事実が判明した時点で改めてお知らせいたします。

以 上